



PwCベトナムニュースブリーフ

不服申立に関する新規則

2026年6月





ご一読ください

ベトナム政府は、2026年5月15日付政令第155/2026/NĐ-CP号を発布し、不服申立法の施行に関する政令第124/2020/NĐ-CP号を改正しました。

2026年7月1日から施行される政令第155は、不服申立についての特定の行政手続きおよび必要書類に関する新たなガイダンスを提供します。

詳細



本政令における改正点は、以下のとおりです。



複雑な不服申立に関する判定基準の拡大：政令124では既に「複雑な不服申立」の概念が導入されていましたが、その定義は比較的一般的なものでした。

政令155では、さまざまな具体的なシナリオを規定するとともに、不服申立が複数の当局・組織に関わる複数の問題や場所に関連する場合、または証拠に矛盾が認められる場合などの「複雑」とみなされる可能性のある状況の範囲を拡大しています。不服申立が複雑と分類されることの重要な意味は、不服申立を処理する当局の長がプロセスに関与する必要があるという点です。



一時的停止および停止に関する不服申立の枠組みを強化します。これらの概念は既に政令124に規定されていますが、政令155では、申立人および当局の双方が従うべき、より明確な手順およびステップなど、より体系的なガイダンスが導入されています。



不服申立の手続きに使用される基準的なテンプレートが提供されています。例えば、不服申立承認フォーム、不服申立の処理に関する通知、議事録などです。

政令155号は主に行政手続きを規定するものであり、より手続き重視の標準化された不服申立の処理モデルへの移行が反映されています。本政令は、不服申立書類の作成方法や、税務関連の不服申立を含む実際の行政処理方法に対して、実務上の影響を及ぼすことが予想されます。

お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。

個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイオフィス：



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara
マネージャー
+84 35 585 0051
kimpara.yuya@pwc.com

ホーチミンオフィス：



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



武田 勇人 / Takeda Yuto
マネージャー
+84 70 387 9788
takeda.yuto@pwc.com



www.pwc.com/vn